

改定後	現行																
秋田県週休 2 日制工事に関する森林整備運用 (令和 3 年 9 月 2 1 付森－ 1 4 0 8) 第 2 条関係（定義） (削除) (削除) (削除) 1 秋田県週休 2 日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）第 2 条の用語のうち、森林整備保全事業で適用可能とするのは下表のとおりである。 週休2日制工事の体系 <table><tr><td></td><td>現場閉所(2)</td><td>交替制(3)</td></tr><tr><td rowspan="3">通期</td><td>4週8休以上</td><td>4週8休以上</td></tr><tr><td>完全週休2日（土日）(1)</td><td></td></tr><tr><td>4週7休以上4週8休未満</td><td>4週7休以上4週8休未満</td></tr><tr><td></td><td>4週6休以上4週7休未満</td><td>4週6休以上4週7休未満</td></tr><tr><td>月単位</td><td>4週8休以上</td><td>4週8休以上</td></tr></table> ※(1)～(3)は、要綱第 2 条の番号 ※塗りつぶし箇所（月単位）は、森林整備保全事業において適用対象外とする。 2 要綱第 2 条（ 1 ）の「やむを得ないと認められる場合」には、土日以外の当初作業予定日が悪天候等により作業できず、その日を振替休日とし、土日に休日作業日を設定する場合も含む。 3 要綱第 2 条（ 2 ）③ 4 週 8 休について、対象期間において暦上の土曜日・日曜日の閉所では現場閉所率が 2 8 . 5 %に満たない場合は、対象期間内の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、 4 週 8 休（ 2 8 . 5 %）以上を達成しているものとみなす。 4 要綱第 2 条（ 3 ）の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。 ＜現場閉所困難工事の例＞ ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、土日、祝日等に作業が必要な工事（通年維持工事等） ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等）） 5 要綱第 2 条（ 4 ）の「別に定める期間」とは、次に掲げる期間とする。 （ 1 ）工場製作を含む工事の場合、工場製作のみを実施している期間。 （ 2 ）工事全体を一時中止している期間。		現場閉所(2)	交替制(3)	通期	4週8休以上	4週8休以上	完全週休2日（土日）(1)		4週7休以上4週8休未満	4週7休以上4週8休未満		4週6休以上4週7休未満	4週6休以上4週7休未満	月単位	4週8休以上	4週8休以上	秋田県週休 2 日制工事に関する森林整備運用 (令和 3 年 9 月 2 1 付森－ 1 4 0 8) 第 2 条関係（定義） 1 秋田県週休 2 日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）第 2 条第 2 号に定める「休日」には、降雨、降雪等による予定外の作業休止日及び降雨後の作業待ちのための作業休止日を含むものとする。 ただし、現場閉所をした場合に限る。 2 要綱第 2 条第 3 号に定める「現場代理人等」には、下請負契約を締結した場合の下請企業の監理技術者、主任技術者及び作業員等を含むものとする。 3 要綱第 2 条第 3 号に定める「当該週休 2 日制工事に係る作業」には、現場事務所等での事務作業を含むものとする。 (追加) (追加) (追加) 4 要綱第 2 条第 6 号の「別に定める期間」とは、次に掲げる期間とする。 （ 1 ）工場製作を含む工事の場合、工場製作のみを実施している期間。 （ 2 ）工事全体を一時中止している期間。
	現場閉所(2)	交替制(3)															
通期	4週8休以上	4週8休以上															
	完全週休2日（土日）(1)																
	4週7休以上4週8休未満	4週7休以上4週8休未満															
	4週6休以上4週7休未満	4週6休以上4週7休未満															
月単位	4週8休以上	4週8休以上															

改定後	現行																
(3) 対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月または9月を含む工事では夏期休暇分として3日間。 (4) 余裕期間設定工事の場合、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間。 第3条関係（休日） (削除) (削除) 1 要綱第3条第1項の「休日」とは、施工計画書で定めた休日計画に基づく休日のことを意味する。 2 要綱第3条第1項の「現場代理人等」とは、施工体制台帳上の元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者のことを意味する。 第4条関係（対象工事及び発注方式） 1 要綱第4条第3項の「別に定めるところ」とは、下表のとおりとする。 ◎：原則、○：選択可能 <table><tr><th>分類</th><th>指定の有無</th><th>通期の週休2日 (現場閉所)</th><th>通期の週休2日 (交替制)</th></tr><tr><td>選定要件</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>現場閉所が可能な場合</td><td>発注者指定型</td><td>◎</td><td>—</td></tr><tr><td>現場閉所が困難な場合</td><td>受注者希望型</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 2 発注者は、全ての工事を対象に、通期の週休2日制工事を発注者指定型により発注することを原則とする。 なお、ここでの「工事」には、森林整備関係業務委託（植栽、保育等）も含むものとする。 3 要綱第4条第1項の「別に定める工事」とは、「現場閉所困難工事」とする。 4 現場閉所困難工事については、受注者希望型において、現場閉所又は交替制による週休2日の取組ができるものとする。 5 受注者希望型において、受注者は施工計画書の提出前に、現場閉所又は交替制による週休2日の実施の有無について監督職員と協議するものとする。 6 発注者は、特記仕様書及び現場説明書（条件明示）に、週休2日制工事であること（発注者指定型又は受注者希望型）を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。 7 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制工事の現場が被災した場合など、現場閉所又は交替制による週休2日を実施することが困難又は不適切であると所属課長が判断した場合とする。	分類	指定の有無	通期の週休2日 (現場閉所)	通期の週休2日 (交替制)	選定要件				現場閉所が可能な場合	発注者指定型	◎	—	現場閉所が困難な場合	受注者希望型	○	○	(3) 施工計画書で定めた夏期休暇及び年末年始休暇の期間。 (4) 余裕期間設定工事の場合、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間。 第3条関係（休日） 1 要綱第3条第2項の「別に定めるところ」とは、次に掲げるものとする。 (1) 休日作業日と同一の1週間で振替休日を確保することを原則とする。 (2) 降雨等、やむを得ない事由により作業できない日が続き、その日を休日にした場合に工事の進捗に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、休日作業日の後の週で当該休日作業日の振替休日を確保した場合においても準完全週休2日と認める。 (3) (1) 及び (2) による場合、事前協議済みの振替休日について、休日作業日が属する週の後の週の期間内に振替休日を取得する場合に限り、再協議による振替休日の変更を認める。 2 要綱第3条第2項の「別に定める期間」とは、第2条関係（定義）4の（1）から（4）までの期間とする。 (追加) (追加) 第4条関係（週休2日制工事の指定等） (追加) (追加) 1 要綱第4条の「別に定める工事」とは、「工程上の制約がある工事」とする。 (追加) (追加) 2 要綱第4条の「週休2日制工事である旨を明示」については、特記仕様書及び現場説明書（条件明示）により明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。 3 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制工事の現場が被災した場合など、週休2日を実施することが困難又は不適切であると所属課長が判断した場合とする。
分類	指定の有無	通期の週休2日 (現場閉所)	通期の週休2日 (交替制)														
選定要件																	
現場閉所が可能な場合	発注者指定型	◎	—														
現場閉所が困難な場合	受注者希望型	○	○														

改定後	現行
第５条関係（工事成績評定） （削除） １ 森林整備関係業務委託（植栽、保育等）は、要綱第５条による工事成績評定は実施しないこととする。 ２ 要綱第５条の「週休２日不履行」の判断を行う対象及び対象外は次のとおりとする。 （１）対象（週休２日不履行の判断を行い、該当する場合は減点措置を行う） ①発注者指定型により発注したが、達成区分が完全週休２日（土日）以外の場合 ②受注者希望型により発注し、契約後の協議により週休２日の取組を行うこととした工事のうち、交替制に取組んだ場合、又は現場閉所による週休２日で達成区分が完全週休２日（土日）以外の場合 （２）対象外（週休２日不履行の判断は不要であり、減点措置は行わない） ①発注者指定型により発注したが、要綱第４条第２項に基づき、発注者が週休２日制工事の指定を解除した場合 ②受注者希望型により発注し、契約後の協議により週休２日の取組を行わないこととした場合 ３ 要綱第５条の「工程表」とは、施工計画書に添付の工程表のことである。発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休２日不履行の判断を行うものとする。 ４ 要綱第５条の「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保をおこなっている。」について、要綱第３条第１項に基づき休日作業日及び振替休日を監督員に届け出ている場合は、②の対象に含めるものとする。また、要綱第５条の③についても同様とする。 第６条関係（工期変更） １ 週休２日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。 ２ 要綱第６条の「別に定める基準」とは、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」のことであり、工期変更については、これにより判断するものとする。 第７条関係（工事費の積算） １ 要綱第７条の「別に定める積算方法」とは、次に掲げるものとする。 （１）発注者指定型の場合 １）発注時 当初予定価格は通期の４週８休以上の現場閉所の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じるものとする。 ２）精算変更時 現場閉所の達成状況を確認後、４週８休に満たない場合は、達成状況に応じた補正係数に見直しを行うものとする。 （２）受注者希望型の場合 １）発注時 当初予定価格は週休２日の補正を行わない。	第５条関係（工事成績評定） １ 要綱第５条の「受注者の責によらない理由」とは、特殊な事情により工事完成を優先させたもの、災害等に起因する資材調達の遅延等、やむを得ない理由によるものとする。 （追加） （追加） （追加） （追加） （追加） 第６条関係（工期変更） １ 週休２日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。 ２ 要綱第６条の「別に定める基準」とは、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」のことであり、工期変更については、これにより判断するものとする。 第７条関係（工事費の積算） １ 要綱第７条の「別に定める積算方法」とは、次に掲げるものとする。 （追加） （１）発注時 ４週８休以上の現場閉所の達成を前提とした補正係数を直接工事費及び間接工事費に乘じるものとする。 （２）精算変更時 現場閉所の達成状況を確認後、４週８休に満たない場合は、達成状況に応じた補正係数に見直しを行うものとする。 （追加）

改定後	現行
２）精算変更時 受発注者間の協議により、当該工事で週休２日（現場閉所又は交替制）に取組むこととなった場合、週休２日の達成状況を確認後、達成状況に応じた補正係数を各経費に乘じるものとする。 （３）補正係数は別表１によるものとする。 なお、市場単価及び土木工事標準単価について、別表１にない工種を積算する場合は、秋田県週休２日制工事に関する建設部運用の補正係数を準用することとするが、令和６年４月１日施行版（令和６年３月２８日付け技管－９３３）の補正係数を用いること。 （４）各経費の補正の際の端数処理は別表２による。 第８条関係（その他） １ 現場閉所の確認方法 発注者は、受注者に対し、別紙２－１「履行報告書」に別紙２－２「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。なお、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。 ２ 交替制の確認方法 発注者は、受注者に対し、履行報告書に別紙３「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。なお、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。 ３ 週休２日制工事の実施にあたっては、余裕を持った工期設定を行うものとする。 ４ 発注者は、施工計画書及び実施工程表については、４週８休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。 ５ 週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。 ６ 各種様式（別紙２－１・２－２・３）については、監督職員から現場代理人に提供する。 （削除） ７ 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示等を行ってはならない。 附 則（令和３年９月２１日森－１４０８） １ この通知は、令和３年１０月１日から施行する。 附 則（令和４年３月１０日森－２９４３） この通知は、令和４年４月１日から施行する。 附 則（令和４年３月２８日森－３２２４） この通知は、令和４年４月１日から施行する。 附 則（令和４年９月１５日森－１４４３） この通知は、令和４年９月１５日から施行する。 附 則（令和５年３月１０日森－３０４２） この通知は、令和５年４月１日から施行する。 附 則（令和６年４月１８日森保－１９６） この通知は、令和６年５月１日から施行する。 附 則（令和６年８月２６日森保－１２１０） この通知は、令和６年１０月１日から施行する。	（３）補正係数は別表１によるものとする。 （追加） 第９条関係（その他） １ 発注者は、受注者に対し、別紙２－１「履行報告書」に別紙２－２「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。なお、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。 （追加） ２ 週休２日制工事の実施に当たっては、余裕を持った工期設定を行うものとする。 ３ 発注者は、施工計画書及び実施工程表については、４週８休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。 （追加） ４ 各種様式（別紙２－１・２－２）については、監督職員から現場代理人に提供する。 ５ 発注者は、対象工事契約後、技術管理課が指定する一覧表を更新するものとする。 （追加） 附 則（令和３年９月２１日森－１４０８） １ この通知は、令和３年１０月１日から施行する。 附 則（令和４年３月１０日森－２９４３） この通知は、令和４年４月１日から施行する。 附 則（令和４年３月２８日森－３２２４） この通知は、令和４年４月１日から施行する。 附 則（令和４年９月１５日森－１４４３） この通知は、令和４年９月１５日から施行する。 附 則（令和５年３月１０日森－３０４２） この通知は、令和５年４月１日から施行する。 附 則（令和６年４月１８日森保－１９６） この通知は、令和６年５月１日から施行する。

改定後					現行				
週休2日補正係数一覧					(別表1)				
1 通期の現場閉所による週休2日補正係数					1 直接工事費及び間接工事費の補正係数				
1-1 直接工事費及び間接工事費の補正係数									
	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上		4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	補正なし	1.01	1.03	1.05		補正なし	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）		1.01	1.03	1.04			1.01	1.03	1.04
共通仮設費率		1.02	1.03	1.04			1.02	1.03	1.04
現場管理費率		1.03	1.04	1.06			1.03	1.04	1.06
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上		現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満
1-2 市場単価の補正係数					2 市場単価の補正係数				
名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工（太鉄筋含む）		1.01	1.03	1.05	鉄筋工（太鉄筋含む）		1.01	1.03	1.05
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.02	1.04	鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.02	1.04
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01	防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04	防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防止柵）		1.00	1.01	1.02	防護柵設置工（落石防止柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03	防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01	防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04		撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02	道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02	法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03	吹付砕工		1.01	1.02	1.03
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02	軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
1-3 土木工事標準単価の補正係数					3 土木工事標準単価の補正係数				
名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
区画線工		1.01	1.03	1.05	区画線工		1.01	1.03	1.05
排水構造物工		1.01	1.03	1.05	排水構造物工		1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05	コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05
構造物取りこわし工	機械	1.01	1.03	1.04	構造物取りこわし工	機械	1.01	1.03	1.04
	人力	1.01	1.03	1.05		人力	1.01	1.03	1.05
					注）端数処理については、土木工事標準単価※に上記補正係数を乗じたのち、有効桁数4桁とし5桁目を切り捨てするものとする。				
					※土木工事標準単価における端数処理については、「設計資材単価の決定等に関する要領（秋田県建設部）」による				

改定後					現行
2 通期の交替制による週休 2 日補正係数					(追加)
2－1 直接工事費及び間接工事費の補正係数					
	4 週 6 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上	
労務費	補正なし	1.01	1.03	1.05	
現場管理費率		1.01	1.02	1.03	
休日率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上	
2－2 市場単価の補正係数					
※ 1－2 の補正係数を用いることとする。					
2－3 土木工事標準単価の補正係数					
名称	区分	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上	
区画線工		1.01	1.03	1.05	
排水構造物工		1.01	1.02	1.04	
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.04	
構造物取りこわし工	機械	1.01	1.02	1.04	
	人力	1.01	1.03	1.05	

秋田県週休2日制工事に関する森林整備運用 新旧対照表	
改定後	現行
別表2 週休2日制工事の補正における端数処理 別表1における週休2日の達成状況に応じた補正係数を各経費に乘じる際の端数処理は、次によるものとする。 1. 労務費 ・整数止め（小数1位四捨五入） 2. 機械経費（賃料） ・整数部3桁以上の場合：有効数字3位止め（有効数字4位四捨五入） ・整数部2桁以下の場合：整数止め（小数1位四捨五入） 3. 市場単価 ①市場単価（補正前） ②週休2日の補正係数 ③週休2日の補正後単価 ④加算率（Sn） ⑤補正係数1（Kn） ⑥補正係数2（Tn） ⑦全ての補正後単価 ①×②=③ ③×（④×⑤×⑥の端数処理後の数値）=⑦ ※③は整数止め（小数1位四捨五入） ※④×⑤×⑥は小数2位止め（小数3位四捨五入） ※⑦は整数止め（小数1位四捨五入） 4. 土木工事標準単価 ①土木工事標準単価（補正前） ②週休2日の補正係数 ③補正係数（Kn） ④全ての補正後単価 （①×②×③の端数処理後の数値）=④ ※①×②×③は有効数字4位止め（有効数字5位切捨） ※④は整数止め（小数1位四捨五入）	（追加）

秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用　新旧対照表													
改定後	現行												
別紙１	別紙１												
特　記　仕　様　書	特　記　仕　様　書												
第１編　共通編	第１編　共通編												
第１章　総則	第１章　総則												
<table><tr><th>項　目（節）</th><th>内　　　容</th></tr><tr><td>週休２日制工事の対象</td><td> 発注者指定型の場合 ・本工事は、秋田県週休２日制工事（発注者指定型）である。 ・週休２日制工事の実施については、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。 受注者希望型の場合 ・本工事は秋田県週休２日制工事（受注者希望型）である。 ・受注者は、施工計画書の提出前に、現場閉所又は交替制による週休２日の実施の有無について、監督員と協議すること。 ・週休２日制工事の実施については、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。 </td></tr></table>	項　目（節）	内　　　容	週休２日制工事の対象	発注者指定型の場合 ・本工事は、秋田県週休２日制工事（発注者指定型）である。 ・週休２日制工事の実施については、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。 受注者希望型の場合 ・本工事は秋田県週休２日制工事（受注者希望型）である。 ・受注者は、施工計画書の提出前に、現場閉所又は交替制による週休２日の実施の有無について、監督員と協議すること。 ・週休２日制工事の実施については、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。	<table><tr><th>項　目（節）</th><th>内　　　容</th></tr><tr><td>週休２日制工事の対象</td><td> ・本工事は、秋田県週休２日制工事の対象である。 ・週休２日制工事の実施については、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。 </td></tr></table>	項　目（節）	内　　　容	週休２日制工事の対象	・本工事は、秋田県週休２日制工事の対象である。 ・週休２日制工事の実施については、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。				
項　目（節）	内　　　容												
週休２日制工事の対象	発注者指定型の場合 ・本工事は、秋田県週休２日制工事（発注者指定型）である。 ・週休２日制工事の実施については、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。 受注者希望型の場合 ・本工事は秋田県週休２日制工事（受注者希望型）である。 ・受注者は、施工計画書の提出前に、現場閉所又は交替制による週休２日の実施の有無について、監督員と協議すること。 ・週休２日制工事の実施については、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。												
項　目（節）	内　　　容												
週休２日制工事の対象	・本工事は、秋田県週休２日制工事の対象である。 ・週休２日制工事の実施については、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。												
現場説明書（条件明示）	現場説明書（条件明示）												
第２編　現場説明事項	第２編　現場説明事項												
第１章　条件明示	第１章　条件明示												
<table><tr><th>項目</th><th>内　　　容</th></tr><tr><td>10　その他</td><td></td></tr><tr><td>その他条件 （週休２日制工事）</td><td> ・その他の条件は次のとおりです。 （発注者指定型） ・本工事は通期の４週８休以上の現場閉所を行う前提として、予定価格の各経費に補正を行っています。 ・工期内において通期の４週８休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を見直します。 ４週６休に満たない場合は補正は行いません。 （受注者希望型） ・本工事の予定価格は、週休２日制工事にかかる補正を行っていません。 ・受注者希望に基づき週休２日制工事を実施する場合の条件は次のとおりとします。 － 受注者は現場閉所又は交替製の週休２日制工事を希望することができます。 － 工期内において、現場閉所率又は休日率の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を行います。 </td></tr></table>	項目	内　　　容	10　その他		その他条件 （週休２日制工事）	・その他の条件は次のとおりです。 （発注者指定型） ・本工事は通期の４週８休以上の現場閉所を行う前提として、予定価格の各経費に補正を行っています。 ・工期内において通期の４週８休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を見直します。 ４週６休に満たない場合は補正は行いません。 （受注者希望型） ・本工事の予定価格は、週休２日制工事にかかる補正を行っていません。 ・受注者希望に基づき週休２日制工事を実施する場合の条件は次のとおりとします。 － 受注者は現場閉所又は交替製の週休２日制工事を希望することができます。 － 工期内において、現場閉所率又は休日率の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を行います。	<table><tr><th>項目</th><th>内　　　容</th></tr><tr><td>10　その他</td><td></td></tr><tr><td>その他条件 （週休２日制工事）</td><td> ・その他の条件は次のとおりです。 ・本工事は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費に４週８休以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 ・工期内において４週８休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を見直します。 ４週６休に満たない場合は補正は行いません。 </td></tr></table>	項目	内　　　容	10　その他		その他条件 （週休２日制工事）	・その他の条件は次のとおりです。 ・本工事は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費に４週８休以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 ・工期内において４週８休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を見直します。 ４週６休に満たない場合は補正は行いません。
項目	内　　　容												
10　その他													
その他条件 （週休２日制工事）	・その他の条件は次のとおりです。 （発注者指定型） ・本工事は通期の４週８休以上の現場閉所を行う前提として、予定価格の各経費に補正を行っています。 ・工期内において通期の４週８休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を見直します。 ４週６休に満たない場合は補正は行いません。 （受注者希望型） ・本工事の予定価格は、週休２日制工事にかかる補正を行っていません。 ・受注者希望に基づき週休２日制工事を実施する場合の条件は次のとおりとします。 － 受注者は現場閉所又は交替製の週休２日制工事を希望することができます。 － 工期内において、現場閉所率又は休日率の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を行います。												
項目	内　　　容												
10　その他													
その他条件 （週休２日制工事）	・その他の条件は次のとおりです。 ・本工事は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費に４週８休以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 ・工期内において４週８休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を見直します。 ４週６休に満たない場合は補正は行いません。												

改定後

（例）

様式（8）

別紙2－1

工事履行報告書

工 事 名			
工 期	令和	年	月 日 ～ 令和 年 月 日
日 付	令和	年	月 日（ 月分）
月 別	予 定 工 程 % （ ）は工程変更後	実施工程 %	備 考
令和●●年5月	1 2 %	2 7 %	対象期間：30日 現場閉所日数：11日
6 月	7 5 %	7 0 %	対象期間：30日 現場閉所日数：8日
7 月	1 0 0 %	1 0 0 %	対象期間：26日 現場閉所日数：10日
(記事欄)			
工期内の日数 86日 （30日＋30日＋26日） 現場閉所を行った日数 29日 （11日＋8日＋10日） 現場閉所率 29／86＝33．72％ ≥ 28．5％ （4週8休以上）			

主 任 監 督 員	監 督 員		現 場 代 理 人	主任(監理) 技 術 者

現行

（例）

様式（8）

別紙2－1

工事履行報告書

工 事 名			
工 期	令和	年	月 日 ～ 令和 年 月 日
日 付	令和	年	月 日（ 月分）
月 別	予 定 工 程 % （ ）は工程変更後	実施工程 %	備 考
令和●●年5月	1 2 %	2 7 %	休日数：11日 休日に現場閉所した日数：10日
6 月	7 5 %	7 0 %	休日数：8日 休日に現場閉所した日数：7日
7 月	1 0 0 %	1 0 0 %	休日数：9日 休日に現場閉所した日数：8日
(記事欄)			
工期内の日数 89日 （31日＋30日＋28日） 現場閉所を行った日数 28日 （11日＋8日＋9日） 現場閉所率 28／89＝31．46・・・％ ≥ 28．5％ （4週8休以上） 実工期（別に定める期間を除く。）の休日数：11日＋8日＋9日＝28日 休日に現場閉所をした日数：10日＋7日＋8日＝25日 実工期の休日数に対する休日に現場閉所した日数の割合 25／28＝89．3％ ：100％（完全週休2日） ：50％以上100％未満（準完全週休2日※） ※全ての振替休日を休日作業日が属する週及びその後の週の期間内に取得している場合に限る。			

主 任 監 督 員	監 督 員		現 場 代 理 人	主任(監理) 技 術 者

改定後

別紙2-2

■ 「勤務状況確認表」を記載する際の留意事項

1. 「工期内日数」及び「現場閉所を実施した日数」について

次の①から④までの期間を除いた日数を記載するものとする。

①工場製作を含む工事の場合、工場製作のみを実施している期間

②工事全体を一時中止している期間

③対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月または9月を含む工事では夏期休暇分として3日間

④余裕期間設定工事の場合、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

(記載例)

別紙2-2

勤務状況確認表

会社名 ○○建設(株)

現場代理人 ▲▲ ▲▲

専任の監理(主任)技術者 ▲▲ ▲▲

工事名: 工期: 令和 4年 5月 2日 ~ 令和 4年 7月 29日

5月分	氏名	月日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
1			○	休	休	休	○	休	休	○	○	休	○	○	○	休	○	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○
2			○	休	休	休	○	休	休	○	○	休	○	○	○	休	○	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○
3			○	休	休	休	○	休	休	○	○	休	○	○	○	休	○	○	○	○	●	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○
4			○	休	休	休	○	休	休	○	○	休	○	○	○	休	○	○	○	○	●	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○
5			○	休	休	休	○	休	休	○	○	休	○	○	○	休	休	○	○	○	●	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○
6			○	休	休	休	○	休	休	休	休	休	○	○	○	休	休	○	○	○	●	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○
7			○	休	休	休	○	休	休	休	休	休	○	○	○	休	休	○	○	○	●	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○
8																																	
9																																	
10																																	
11																																	
12																																	
13																																	
14																																	
15																																	
16																																	
振替日																5/11																	
工期内日数			30																														
現場閉所を実施した日数			11																														

○ 当該工事の作業日

● 他工事の作業日

休 休暇日

休日(赤字は祝日)

事前協議済みの現場閉所日

対象外期間

現行

別紙2-2

■ 「勤務状況確認表」を記載する際の留意事項

1. 「工期内日数」及び「現場閉所を実施した日数」について

次の①から④までの期間を除いた日数を記載するものとする。

①工場製作を含む工事の場合、工場製作のみを実施している期間

②工事全体を一時中止している期間

③施工計画書で定めた夏期休暇及び年末年始休暇の期間

④余裕期間設定工事の場合、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

(記載例)

別紙2-2

勤務状況確認表

会社名 ○○建設(株)

現場代理人 ▲▲ ▲▲

専任の監理(主任)技術者 ▲▲ ▲▲

工事名: 工期: 令和 5年 5月 1日 ~ 令和 5年 7月 28日

5月分	氏名	月日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	火	
1			○	○	休	休	休	休	休	○	○	休	○	○	○	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	
2			○	○	休	休	休	休	休	○	○	休	○	○	○	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	
3			○	○	休	休	休	休	休	○	○	休	○	○	○	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	
4			○	○	休	休	休	休	休	○	○	休	○	○	○	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	
5			○	○	休	休	休	休	休	○	○	休	○	○	○	休	休	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	
6			○	○	休	休	休	休	休	休	休	休	○	○	○	休	休	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	
7			○	○	休	休	休	休	休	休	休	休	○	○	○	休	休	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	
8																																	
9																																	
10																																	
11																																	
12																																	
13																																	
14																																	
15																																	
16																																	
振替日															5/10																		
工期内日数			31																														
現場閉所を実施した日数			11																														

○ 当該工事の作業日

● 他工事の作業日

休 休暇日

休日(赤字は祝日)

事前協議済みの現場閉所日

対象外期間

改定後

現行

(記載例)

別紙 2 - 2

勤務状況確認表

会社名 ○○建設（株）

現場代理人 ▲▲ ▲▲

専任の監理(主任)技術者 △△ △△

工事名： 工期： 令和 4 年 5 月 2 日 ～ 令和 4 年 7 月 29 日

6月分	氏名	月日																																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木						
	1	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	○	○	○	○	休	○	休	休	○	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○					
	2	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	○	○	○	○	休	○	休	休	○	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○					
	3	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	○	以後、現場から退場																							
	4	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	○	以後、現場から退場																							
	5	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	○	○	●	●	休	●	●	休	●	●	●	●	●	●	休	●	○	○	○	○					
	6	○	●	●	休	休	○	○	○	○	○	休	○	○	●	●	休	●	●	休	●	●	●	●	●	●	休	●	○	○	○	○					
	7	○	●	●	休	休	○	○	○	○	○	休	○	○	●	●	休	●	休	休	休	○	○	○	○	○	休	●	○	○	○	○					
	8	未入場		休	休	○	○	○	○	○	○	休	○	○	○	○	休	○	休	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○					
	9	未入場		休	休	○	○	○	○	○	○	休	○	○	○	○	休	○	休	休	休	●	●	●	●	●	休	●	○	○	○	○					
	10																																				
	11																																				
	12																																				
	13																																				
	14																																				
	15																																				
	16																																				
振替日														6/16																							
工期内日数																																					
現場閉所を実施した日数																																					

●他工事の作業に従事している現場代理人等がいたとしても、本現場が閉所していれば、現場閉所日としてカウントする

○ 当該工事の作業日	休日（赤字は祝日）
● 他工事の作業日	事前協議済みの現場閉所日
休 休 曜日	対象外期間

(記載例)

別紙 2 - 2

勤務状況確認表

会社名 ○○建設（株）

現場代理人 ▲▲ ▲▲

専任の監理(主任)技術者 △△ △△

工事名: 工期: 令和 5 年 5 月 1 日 ~ 令和 5 年 7 月 28 日

6月分	氏名	月日																																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						
	1	○	○	休	休	○	○	○	○	○	金	○	休	○	○	○	○	休	○	休	休	○	○	○	○	○	金	休	休	○	○	○	○	金			
	2	○	○	休	休	○	○	○	○	○	○	休	○	○	○	○	休	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	○				
	3	○	○	休	休	○	○	○	○	○	○	休	○	以後、現場から退場																							
	4	○	○	休	休	○	○	○	○	○	○	休	○	以後、現場から退場																							
	5	○	○	休	休	○	○	○	○	○	○	休	○	○	●	●	休	●	●	休	●	●	●	●	●	●	休	●	○	○	○	○	○				
	6	○	●	休	休	○	○	○	○	○	○	休	○	○	●	●	休	●	●	休	●	●	●	●	●	●	休	●	○	○	○	○	○				
	7	○	●	休	休	○	○	○	○	○	○	休	○	○	●	●	休	●	休	休	●	○	○	●	○	○	休	●	○	○	○	○	○				
	8	未入場		休	休	○	○	○	○	○	○	休	○	○	○	○	休	○	休	休	○	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○				
	9	未入場		休	休	○	○	○	○	○	○	休	○	○	○	●	●	休	●	休	休	○	●	●	●	●	休	●	○	○	○	○	○				
	10																																				
	11																																				
	12																																				
	13																																				
	14																																				
	15																																				
	16																																				
振替日													6/15																								
工期内日数		30																																			
現場閉所を実施した日数		8																																			

○ 当該工事の作業日	休日（赤字は祝日）
● 他工事の作業日	事前協議済みの現場閉所日
休 休 暇 日	対象外期間

改定後

現行

(記載例)

別紙 2 - 2

勤務状況確認表

会社名 ○○建設（株）

現場代理人 ▲▲ ▲▲

専任の監理(主任)技術者 △△ △△

工事名: 工期: 令和 4 年 5 月 2 日 ~ 令和 4 年 7 月 29 日

7月分	氏名	月日																															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	1	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	2	●	○	休	休	○	○	○	○	休	休	夏期休暇			休	○	休	休	休	○	○	休	休	休	休	○	○	○	○				
	3	●	○	休	休	○	○	○	○	休	休				休	○	休	休	休	○	○	○	○	休	休	休	休	○	○	○	○		
	4	●	○	休	休	○	○	○	○	休	休				休	○	休	休	休	○	○	○	○	休	休	休	休	○	○	○	○		
	5	●	○	休	休	○	○	○	○	休	休				休	○	休	休	休	○	○	○	○	休	休	休	休	○	○	○	○		
	6	●	●	休	休	○	○	○	○	休	休				休	○	休	休	休	○	○	○	○	休	休	休	休	○	○	○	○		
	7	●	●	休	休	○	○	○	○	休	休				休	○	休	休	休	○	○	○	○	休	休	休	休	○	○	○	○		
	8																																
	9																																
	10																																
	11																																
	12																																
	13																																
	14																																
	15																																
	16																																
振替日		7/4																															
工期内日数		26																															
現場閉所を実施した日数		10																															

○ 当該工事の作業日	休日（赤字は祝日）
● 他工事の作業日	事前協議済みの現場閉所日
休 休 曜日	対象外期間

(記載例)

別紙 2 - 2

勤務状況確認表

会社名 ○○建設（株）

現場代理人 ▲▲ ▲▲

専任の監理(主任)技術者 △△ △△

工事名: 工期: 令和 5 年 5 月 1 日 ~ 令和 5 年 7 月 28 日

7月分	氏名	月日																															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	1	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	2	○	休	休	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	休	○	○	○	休	休	休	○	○	○	○	○				
	3	○	休	休	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	休	○	○	○	○	休	休	休	○	○	○	○	○			
	4	○	休	休	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	休	○	○	○	○	休	休	休	○	○	○	○	○			
	5	○	休	休	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	休	○	○	○	○	休	休	休	○	○	○	○	○			
	6	●	休	休	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	休	○	○	○	○	休	休	休	○	○	○	○	○			
	7	●	休	休	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	休	○	○	○	○	休	休	休	○	○	○	○	○			
	8																																
	9																																
	10																																
	11																																
	12																																
	13																																
	14																																
	15																																
	16																																
振替日		7/3																															
工期内日数		28																															
現場閉所を実施した日数		9																															

○ 当該工事の作業日	休日 (赤字は祝日)
● 他工事の作業日	事前協議済みの現場閉所日
休 休 暇 日	対象外期間

別紙 3

改定後

■ 「休日状況確認表」を記載する際の留意事項

1. 休日率を確認する対象者について

・ 施工体制台帳上の元請け及び下請けの技術者及び技能労働者を対象とする。
ただし、非常勤（臨時）で従事する者は除く。

2. 休日日数の割合（休日率）の算出について

・ 対象者ごとに、休日日数の割合（＝当該工事における休日日数／工期日数※）を算出する。
※下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定

・ 全対象者の「休日日数の割合（休日率）」を平均化する。

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工（一次下請）	○○	200	60	30.0%	
C電設（二次下請）	□□	200	65	32.5%	4週8休以上
	××	100	25	25.0%	

工事着手前に確認

工事完成時に確認

・ 非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。

技能者出勤簿(例)

工期 56日
■ = 出勤日

A氏
16/56=28.6%

B氏
36/56=64.3% ←×

B氏
(3+6)/(9+17)=9/26=34.6% ←○

短期作業期間①
9日間(うち休日3日)

短期作業日が7日未満の場合はその期間は休日日数及び工期日数の対象としない。

短期作業期間②
17日間(うち休日6日)

(追加)

3. 対象工種・確認対象期間について

- ・工種によっては交替要員の確保が困難な工種もありうるが、全工種、全ての技術者、技能労働者の平均での休日率で判断する。

【交替要員の確保が可能な場合】

全工種、全ての技術者、技能労働者の平均での休日率で判断する。



別紙 3

休日状況確認表

会社名 ○○建設（株）

現場代理人 ▲▲ ▲▲

専任の監理(主任)技術者	△△	△△
--------------	----	----

工事名：

工期：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均